

## 総務文教委員会会議録

### 招 集

平成30年12月21日（金） 本会議休憩中 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）岡 田 啓 介 （副委員長）矢田貝 香 織  
安 達 卓 是 稲 田 清 岡 村 英 治 国 頭 靖  
田 村 謙 介 三 嶋 秀 文 安 田 篤

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[職 員 課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事係長 楠主幹

[財 政 課] 下関課長 長谷川課長補佐兼総括主計員

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 佐藤主任

### 傍 聴 者

石橋議員 伊藤議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 奥岩議員 門協議員  
土光議員 戸田議員 前原議員 又野議員 渡辺議員

### 審査事件及び結果

議案第96号 米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第97号 米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
[原案可決]

~~~~~

### 午前10時37分 開会

○岡田委員長 ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案2件について審査をいたします。

初めに、議案第96号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 議会運営委員会のときの資料1のほうをごらんいただきたいと存じます。議案番号は、この時点で入っておりませんでした。96号という番号が現在入っております。議案第96号は、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成30年8月10日の人事院勧告を踏まえた国の特別職の給与改定に準じ、本市の特別職の職

員及び教育長の期末手当の支給割合について改定しようとするものでございます。

改正内容でございますが、平成30年12月期に支給すべき期末手当の支給割合を0.05月分引き上げて、現行の1.675月分を1.725月分とするもので、年間での支給割合は3.25月分から3.3月分となります。また、あわせて平成31年度以降の6月期、12月期の期末手当の支給割合の配分を年間支給割合の中で見直すものでございます。説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡村委員。

**○岡村委員** そしたら何点かお尋ねしたいと思うんですけども、まず特別職の0.05月分ということですけども、アップするという形で提案されたわけですけども、職種ごとの増額幅についてお伺いします。

**○岡田委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** 引き上げ額ということでございますが、額を申し上げます。市長が65,500円、副市長が55,440円、教育長が45,460円、水道事業管理者が47,460円でございます。それと議長様でございますが37,870円、副議長様が33,250円で、議員の方でございますが30,800円ということで、このたびより議員になりました方につきましては一人当たりが24,640円ということであります。

**○岡田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** それで、トータルした影響額についてお伺いします。

**○岡田委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** トータルの影響額でございますが、合計で996,380円ということになります。

**○岡田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** この996,380円という数字、これが議案第99号の一般会計の補正にかかっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○岡田委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** 水道事業管理者は別になりますので、それ以外の方の議案ということでございます。よろしく申し上げます。

**○岡田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 人事院勧告があつて、近年はずっと、4年くらいでしたっけ、ずっと上がっているということで、それにあわせてそのまま上げてこられた、やっけてこられたと思えますが、自治体によってはそのままなくて、よく考えて、財政難だと上げないようなところもあつたりすると思うんですけども。今回の場合は、そのまま上がった分だけスライドで当てはめておられるのでしょうか。その辺、お伺いします。

**○岡田委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** 国の特別職の改定にあわせさせていただきますと、このたびの0.05月のプラスということで考えております。委員がおっしゃいますとおり、平成26年度の人事院勧告から上昇傾向ということがございましたが、人事院勧告に準じた国の特別職の改定に準じた取り扱いにしてきたというところでございます。以上でございます。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 これは特別職で議員の私たちにも報酬が入ることで、東北の震災が2011年であって、避けるときには避けて来られたと思います。そして、近年は上がっているということなんですけども、やっぱり米子市は財政難でしたから、4年前ぐらいからでしょうか、上げるということに対しては、特に特別職については私はずっと上げるのはどうかということで反対してまいりました。そういったところで、財政的にはよくなったのか、毎回毎回、人事院勧告と同じように上げて来られるというのは、それだけ余力ができたのかどうか、その辺りについて県でも人事のプロだった副市長にお伺いしてみたいと思います。

○岡田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 お尋ねでございますのでお答えいたします。特別職の給与の改定をどうするのかというのは非常に悩ましい問題であります。実は昨年この委員会でもそういった御議論が少しありました。今のルールは、給与の本体については報酬等審議会の意見を聞いてきて、そしてボーナスについては基本的には国家公務員連動で変えていくと、これを今のルールといたしまししょうか、従来の取り扱いということでやらせていただいております。ちょっと過去の業務の経過を正直言ってすべて承知をしておりますので、また改めて点検してみたいと思いますが、そういった扱いが本当に今後もいいのかどうか。給与の局面も今委員の御質問にありましており大きく変わってきております。かつては、下降と言いまししょうか、どんどん下がっていくという局面から、幸いなことに数年前から、これは民間も景気の動向を踏まえて上昇傾向に転じていると。そういったときにどうすべきかということは、改めて議論する必要があるんだろうと思っております。ただ、議論の場というのは、やはり中立的な議論というのが適当だと思っておりますので、改めて報酬審議会等を開いてその扱い、今後ということになりますけど、議論させていただきたいと思いません。あえて付け加える必要はないと思っておりますが、というようなこともあって、実は財政も厳しいというようなこともあって、一般職は少しずつ上昇傾向になっているわけですが、報酬の本体そのものの水準については固定したままになっているということでありまして、果たしてそれがいいのかどうかということも含めて、一回意見を聞いてみる場面が必要なのかなと、このように思っております。以上でございます。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 報酬審議会等をまた開いていただいて、次の議案で出てきますけど一般職も含めて、しっかりと学んできたいなと思っております。私は、まだまだもう少し財政難じゃないかなと思っておりますので、自らの給与のアップについては反対したいなと思っております。以上です。

○岡田委員長 そのほか、委員の方、ありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○岡田委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

岡村委員。

○岡村委員 人事院勧告を踏まえたものという形なんですけども、比較的高い給料をもらっている、また期末手当の額も高い特別職を、あえてまた引き上げるといったことについて

ては、いかがなものかなど。特に、民間の大手なんかは好調だというふうに言われていまして、地域の中小零細のところでは本当にまだまだ厳しいものがあるというふうにお聞きしております。そうした中であって、市の一般職は代償措置ですので、人事院勧告に基づいていくということは当然ですけれども、特別職についてはやはり今回は見送るべきだというふうに考えています。特に、昨日明らかになりました不祥事というのが、今年何件かありました。そうした中であって、市民の理解を得るといった点から、これはなかなかやりにくいんじゃないかというふうに考えています、ということで反対します。

**○岡田委員長** そのほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 別がないようですので討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第96号、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、稲田委員、田村委員、三嶋委員、安田委員、矢田貝委員〕

**○岡田委員長** 賛成多数であります。よって、本件については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 同じく資料1をごらんください。2つ目でございます、こちらが議案番号97号でございます。米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成30年8月10日の人事院勧告に準じ、本市の一般職の職員の給料表、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合について改定しようとするものでございます。主な改定内容でございますが、一般職の職員の給料月額を平均0.2%引き上げるもので、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。また、宿日直手当の支給の引き上げを記載のとおり行うもので、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。また、平成30年12月期に支給すべき勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げて、0.9月分を0.95月分とし、再任用職員につきましても0.05月分引き上げるものでございます。あわせて、平成31年度以降の勤勉手当の6月期、12月期の支給割合の配分を年間支給割合の中で見直すものでございます。

次に、特定任期付職員でございますが、給料月額を1,000円引き上げようとするもので、平成30年4月1日からの遡及適用をするものでございます。また、平成30年12月期に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げて1.65月分を1.7月分をするものでございます。これによりまして、年間での支給割合は3.30月分から3.35月分となります。それにあわせまして、平成31年度以降の6月期、12月期の支給

割合の配分を年間支給割合の中で見直すものでございます。説明は以上でございます。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第97号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会を閉会いたします。

**午前10時52分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務文教委員長 岡田啓介